

写

1 人 職 第 1 0 0 号
平 成 2 1 年 5 月 1 5 日

京都府議会議長 家 元 丈 夫 様
京 都 府 知 事 山 田 啓 二 様

京都府人事委員会
委員長 武 田 盛 治

平成21年6月に支給する期末手当等に関する
報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条第1項及び第14条第2項の規定に基づき、職員の期末手当等について別紙第1のとおり報告し、その改定について別紙第2のとおり勧告します。

報 告

1 平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

(1) 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の改定については、例年 5 月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の 8 月からその年の 7 月までの 1 年間において府内の民間事業所で支払われた特別給（賞与等）の実績を精確に把握し、支給割合に換算した上で、これを職員の特別給のその年度の年間支給月数と合わせることを基本としてきたところであり、本年においても、現在同調査を実施しており、必要があればその改定を勧告することとなる。

(2) 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、公表されている統計資料によると、大幅な前年比マイナスとなっている。

人事院においては、このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であり、民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況を 6 月期の特別給支給の基準日である 6 月 1 日前に把握する必要があると考え、例年どおり 5 月から行う職種別民間給与実態調査とは別に、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施したところである。

本委員会は、このような状況を踏まえ、人事院と同様に、府内の民間企業における決定状況を把握するため、特別調査を実施することとした。

(3) 民間企業における平成21年夏季一時金に関する特別調査の実施結果

ア 特別調査の概要

本委員会は、本年の職種別民間給与実態調査の対象企業（府内に所在する企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の677の企業）から抽出した200の企業（調査企業）を対象に、本年の夏季一時金の予定されている平均支給額及び平均支給月数並びに前年の夏季一時金の平均支給額及び平均支給月数等を把握するため、本年 4 月 24 日から特別調査を行った。

調査企業については、厚生労働省が行った平成20年賃金引上げ等の実態に関する調査によると、賃金改定と同時期に賞与を決めた企業は、企業規模 5,000 人以上の企業で約 48% となっているが、企業規模が小さくなるにつれてその割合が減少しており、また、公表されている本年の夏季一時金の対前年増減率は、製造業と非製造業とでは大きく異なっていることなどを踏まえ、

企業規模3,000人以上の企業については全ての企業（83社）とし、企業規模3,000人未満の企業については企業規模及び産業の区分を考慮して抽出した企業（117社）とした。（「説明資料」第1表参照）

イ 特別調査の結果

今回の特別調査の完了率は、調査の重要性に対する民間企業の理解を得て、86.0%（172社）となっている。（「説明資料」第1表参照）

調査完了企業のうち、夏季一時金を決めたとする企業（以下「決定済企業」という。）は、別表第1のとおり、35社であり、企業割合は15.0%、従業員割合は18.3%となっている。（「説明資料」第2表及び第3表参照）

決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、別表第2のとおり、14.4%となっており、企業規模別では企業規模3,000人以上の企業、同3,000人未満の企業ともに、10%以上の大幅な減少となっているが、産業別では、製造業は18.6%であるのに対し、非製造業は5.7%にとどまっている。また、決定済企業における産業別の従業員の割合は、製造業が6割を超えている。そこで、決定済企業の産業別従業員構成を調査対象企業の産業別従業員構成に合わせて算出（全企業従業員ベース）すると、夏季一時金の対前年増減率は、別表第2のとおり、11.4%となる。（「説明資料」第4表参照）

別表第1 夏季一時金決定（妥結）済企業の企業割合及び従業員割合

企業割合	調査対象企業数			従業員割合
	調査対象企業数	調査完了企業数	決定(妥結)済企業数	
15.0%	677社	172社	35社	18.3%

(注) 1 「決定（妥結）済企業」とは、調査時点で夏季一時金の支給額等が決定又は労使交渉により妥結している企業（年間一時金を決めた企業を含む。）をいう。（別表第2において同じ。）

2 「企業割合」及び「従業員割合」は、決定（妥結）済企業35社の調査実数に抽出率の逆数を乗じた上で算出したものである。

別表第2 夏季一時金対前年増減率

決定（妥結）済企業における対前年増減率	調査対象企業の産業別従業員構成に合わせて算出（全企業従業員ベース）した対前年増減率
14.4%	11.4%

（注）「決定（妥結）済企業における対前年増減率」は、決定（妥結）済企業35社における夏季一時金の対前年増減率に抽出率の逆数を乗じた上で算出したものである。

(4) 国家公務員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告

人事院が、本年5月1日に行った報告及び勧告によると、本年の民間企業の春季賃金改定期における夏季一時金の決定済企業における対前年増減率は14.9%となっているが、決定済企業の改定結果を全企業従業員ベースに置き換えると13.2%となっており、暫定的な措置として、本年6月に支給すべき期末手当及び勤勉手当の支給月数については、0.20月分の支給を凍結することとしている。（「説明資料」[参考](#)参照）

(5) 特例措置の実施及びその内容

府内の民間企業における夏季一時金の状況及び人事院勧告の内容等については、以上に報告したとおりである。

特別調査の結果は、府内の民間企業における本年の夏季一時金の決定済企業における対前年増減率は14.4%となっているが、決定済企業の改定結果を全企業従業員ベースに置き換えると11.4%となっている。現時点においては、府内の民間企業における本年の夏季一時金の全体状況を精確に把握することができず、今後の決定状況によって全体の改定状況が変動する可能性があることは否定できないものの、本年の夏季一時金は昨年に比べ大きく減少することがうかがわれる。

また、地方公務員の給与については、地方公務員法第14条及び第24条において、情勢適応の原則及び均衡の原則が定められている。

このような状況の下で、職員の本年6月期の特別給については、例年どおりの方法によっても最終的には府内の民間事業所の特別給の年間支給割合と職員の特別給の年間支給月数との均衡を図ることができるとしても、職員の本年6月期の特別給そのものが府内の民間企業の夏季一時金と大きく乖離することは

適当とはいえないこと、12月期の特別給で1年分を精算しようとする大きな減額となる可能性があること、また、国家公務員に関して、人事院が、民間企業において同様の状況が認められる下で、6月期の特別給の一部（0.20月分）の支給を凍結するよう勧告したこと等を考慮すると、暫定的な措置として、別表第3のとおり0.20月分の支給を凍結することとし、人事院勧告に準じて措置することが適当である。

別表第3 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職 員	期末手当	勤勉手当	計	凍 結 分		
				期末手当	勤勉手当	
一 般 職 員	1 . 2 5月	0 . 7月	1 . 9 5月	0.20月	0.15月	0.05月
特定管理職員	1 . 1月	0 . 8 5月	1 . 9 5月	0.20月	0.10月	0.10月

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、本年5月1日から行っている職種別民間給与実態調査において例年どおり府内の民間事業所における特別給の支給状況を調査し、その結果に基づき、本年秋には必要な措置を勧告することとする。

2 期末特別手当の改定

現行の指定職給料表適用職員の特別給（期末特別手当）は、国家公務員に準じて措置されている。人事院は、給与構造改革の一環として、指定職俸給表適用職員にも指定職俸給表適用職員以外の職員と同様に、特別給について勤務実績を反映させるため、期末特別手当（年間3.35月）を、在職期間に応じて一律に支給される期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当に改めるよう勧告したところであり、本府の期末特別手当についても、人事院勧告に準じて改定を行う必要がある。

勸 告

職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年京都府条例第45号）に定める職員の給与について、次のとおり改定されるよう勧告します。

なお、本委員会は、第1の1の(3)の措置について、府内の民間事業所における特別給の支給状況を更に詳しく調査し、別途、勧告します。

第 1 改定の内容

1 平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

(1) 平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与等に関する条例第20条第 2 項及び第 3 項並びに第21条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。

ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 1.25月分（特定管理職員にあっては、1.1月分）及び0.7月分（特定管理職員にあっては、0.85月分）

イ 再任用職員 0.7月分（特定管理職員にあっては、0.6月分）及び0.3月分（特定管理職員にあっては、0.4月分）

ウ 指定職給料表の適用を受ける職員 0.7月分及び0.75月分

(2) 平成21年 6 月に支給する地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）第 3 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例第 7 条第 3 項から第 5 項までの規定により読み替えて適用する職員の給与等に関する条例第20条第 2 項の規定にかかわらず、1.45月分とすること。

(3) 本来平成21年 6 月に支給すべきものとして職員の給与等に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と(1)及び(2)による期末手当及び勤勉手当の支給割合との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講じること。

2 期末特別手当の改定

期末特別手当（指定職給料表適用職員に支給）を、人事院勧告に準じて改定すること。

第 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。